

障害者虐待の防止について

～令和 6 年度 障害者総合支援法関係事業者説明会～



障害者虐待防止の基本的枠組み

法の目的

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
(平成23年法律第79号)

第一条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって**障害者に対する虐待を防止することが極めて重要**であること等に鑑み〔略〕障害者虐待の防止、**養護者に対する支援**等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

虐待類型

①身体的虐待

外傷が生じる（おそれ含む）暴行、正当な理由のない拘束など

②性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること、又はさせること

③心理的虐待

著しい暴言・拒絶的対応、不当な差別的言動など

④放棄・放置（ネグレクト）

著しい減食など養護を著しく怠ること（他者の行為の放置を含む）

⑤経済的虐待

養護者等が障害者の財産を不当に処分することなど

これは、^{ごうとく}虐待です。



どなられる、悪口やひどいことを言われる

心理的虐待

【このほかにも】

他の人の前でばかにされる
仲間はずれにされる
「おやつ抜き」などの罰がある
など



自分のお金をとられる、渡してもらえない

経済的虐待

【このほかにも】

給料から知らないお金が引かれている
自分の携帯電話を他人が使っている
自分の通帳を見せてもらえない
など



とても熱いものを食べさせられる、飲まされる

身体的虐待



たたかれる、なぐられる、けられる

身体的虐待

【このほかにも】
手や足をしばられる
苦しい姿勢をさせられる
タバコの火などを押しつけられる
など



部屋から出してもらえない

身体的虐待



おしりやむねをさわられる

性的虐待

【このほかにも】

体をさわられる
裸の写真やアダルトビデオなどを見せられる
無理やりキスやセックスをさせられる
など



裸の写真をとられる

性的虐待



お風呂に入らせてもらえない

ネグレクト

【このほかにも】
手伝ってほしいのに無視される
トイレに行かせてもらえない
病氣なのに病院に連れていってもらえない
など

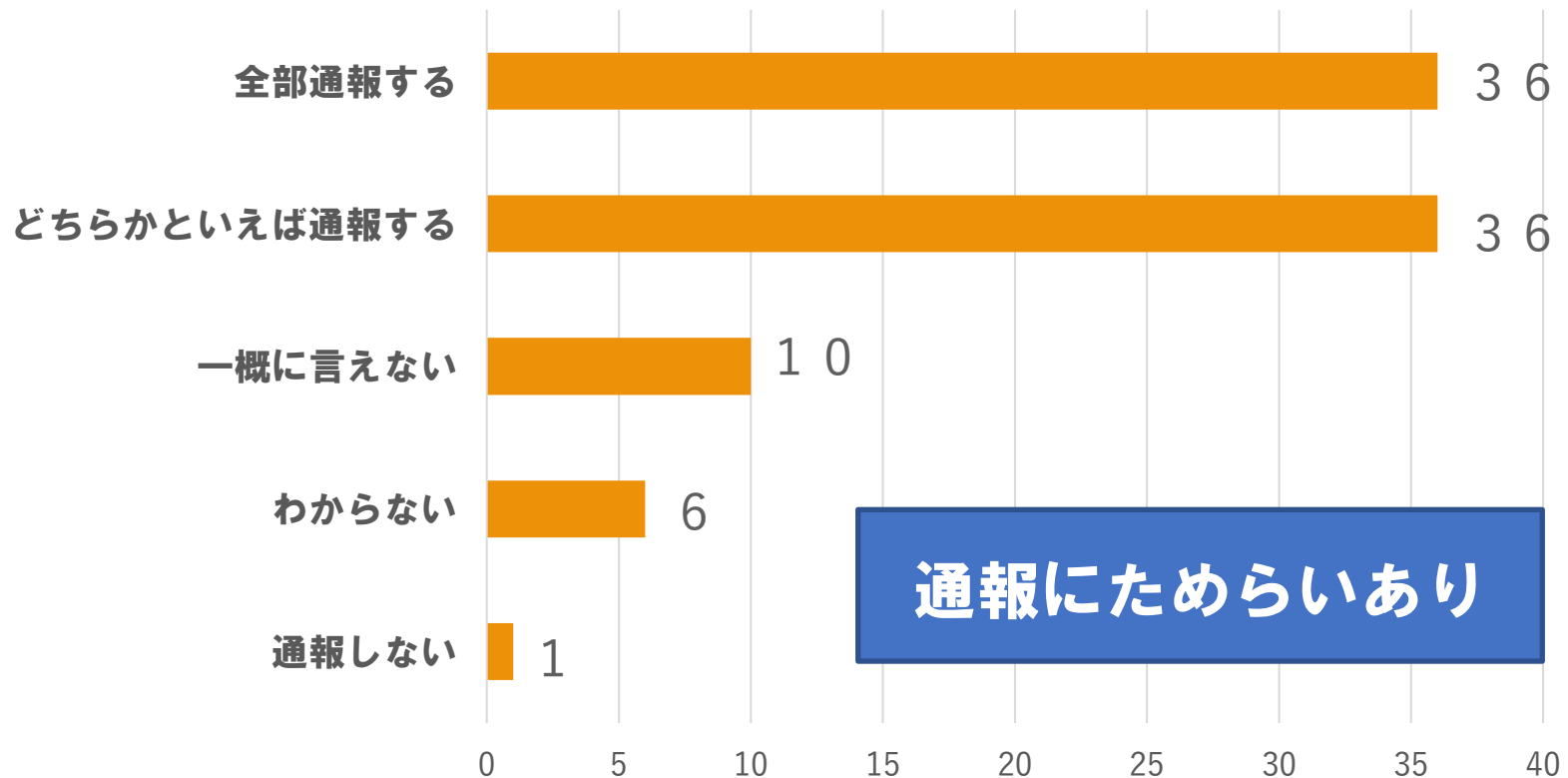


ごはんを食べさせてもらえない

ネグレクト

「ネグレクト」とは、ほったらかしにされるという意味です。

これらの状況を発見したとき、
あなたは通報しますか？



令和6年1月16日開催 事業所向け研修会での確認

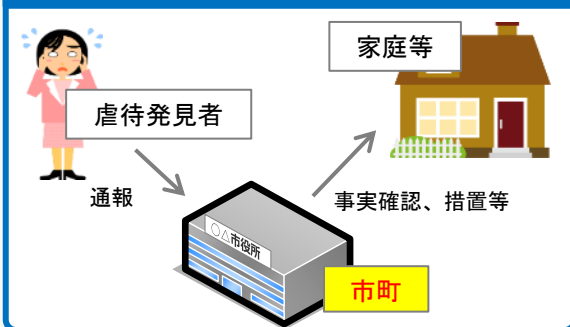
障害者虐待防止の基本的枠組み

法解釈の ポイント

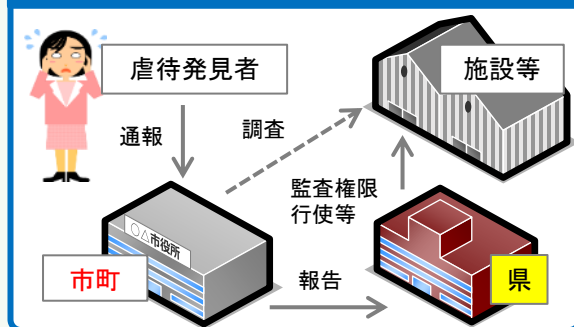
- ①虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の**通報義務**〔虐待防止法第16条〕
→ 内部指導での幕引きや隠蔽を図った後、通報により虐待発覚の例あり
- ②立入調査等の虚偽答弁に対する罰則〔障害者総合支援法第110条、第111条〕
→ 虚偽報告等により、障害者総合支援法等違反で送検される事例あり
- ③虐待防止の責務と障害者や家族の立場の理解〔厚生労働省通知等〕
→ 利用者や家族は不満を感じていても自由に言えないケースが

通報・調査のスキーム（虐待防止法第2～4章に規定）

養護者による障害者虐待

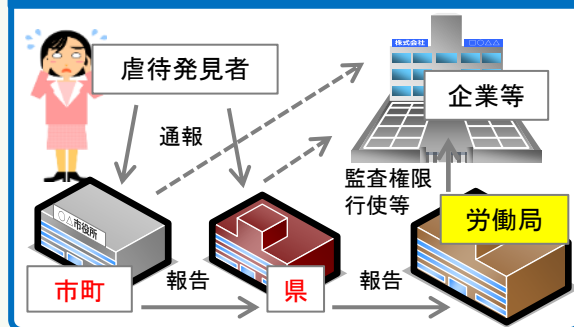


施設従事者等による障害者虐待



- * 従事者自身にも通報義務
- * 養護者による虐待の発見

使用者による障害者虐待

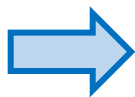


- * 就Aは該当の場合あり

通報は、すべての人を救う

- **利用者**の被害を最小限で食い止めることができる。
- **虐待した職員**の処分や刑事責任、民事責任を最小限で留めることができる。
- **理事長、施設長**など責任者への処分、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。
- **虐待が起きた施設、法人**に対する行政責任、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。

※出典 厚生労働省作成 職場内虐待防止用研修冊子
「障害者福祉施設、障害福祉サービス事業所障害者虐待防止法の理解と対応」



通報したことを理由に解雇その他
不利益な取扱いを受けない（法第16条）

令和5年度 県内の 相談・通報件数と虐待判断件数

【令和4-5年度虐待通報等及び認定件数（件）カッコ内は全国計】

区分	令和4年度		令和5年度	
	相談・通報件数	虐待判断件数	相談・通報件数	虐待判断件数
施設従事者等	174 (4,104)	43 (956)	251 (5,618)	59 (1,194)
養 護 者	513 (8,650)	120 (2,123)	536 (9,972)	88 (2,283)
使用 者 (※)	24 (1,230)	5 (430)	39 (1,512)	13 (447)
計	711 (13,984)	168 (3,509)	826 (17,102)	160 (3,924)

※県・市に通報があったもので、虐待の疑いありと労働局に報告した件数のみ計上

【令和5年度虐待種別・被虐待者種別（件）※使用者は労働局が別途集計】

①虐待種別

区分	身 体 的 虐待	性 的 虐待	心 理 的 虐待	放 棄 ・ 放 任	経 済 的 虐待	計
施設従事者等	42	1	27	2	1	73
養 護 者	68	1	31	6	8	114
計	114	6	54	16	13	203

②被虐待者種別

区分	身 体 的 障害	知 的 的 障害	精 神 的 障害	発 達 障害	そ の 他	計
施設従事者等	12	52	6	4	1	75
養 護 者	19	32	40	4	1	96
計	34	90	53	3	5	185

※複数の区分に該当するものがあるため、合計数は一致しない。

傾向のポイント

- 通報等件数は引き続き増加傾向。
(全国の傾向と類似)
④711件→⑤826件
* 全国 ④13,984件→⑤17,102件
- 通報等のうち、虐待と判断された件数は微減
④168件→⑤160件
* 通報等に占める割合は19.5%
(前年度比-4.1pt)
* 養護者による虐待の割合が低い
- 虐待種別で割合が高いのは、施設従事者等・養護者ともに**身体的虐待**となっている
* 施設従事者等：全体の57.5%
* 養護者：全体の59.6%
- 被虐待者の障害種別では、**知的障害者**が全体の48.3%を占める。
* 施設従事者等：全体の69.3%

障害者虐待防止措置 未実施減算

- ・虐待防止措置は令和4年度から義務化
- ・令和6年度の報酬改定により、防止措置未実施の場合の報酬減算が創設
(全ての障害福祉サービスが対象)

虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。

(参考) 障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

※出典 令和6年2月6日 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容」

【ポイント】

1：委員会は、事業所単位ではなく、法人単位で設置・開催することも可能、また、身体拘束適正化検討委員会と一体的に設置・運営することも可能。

(次ページ参照)

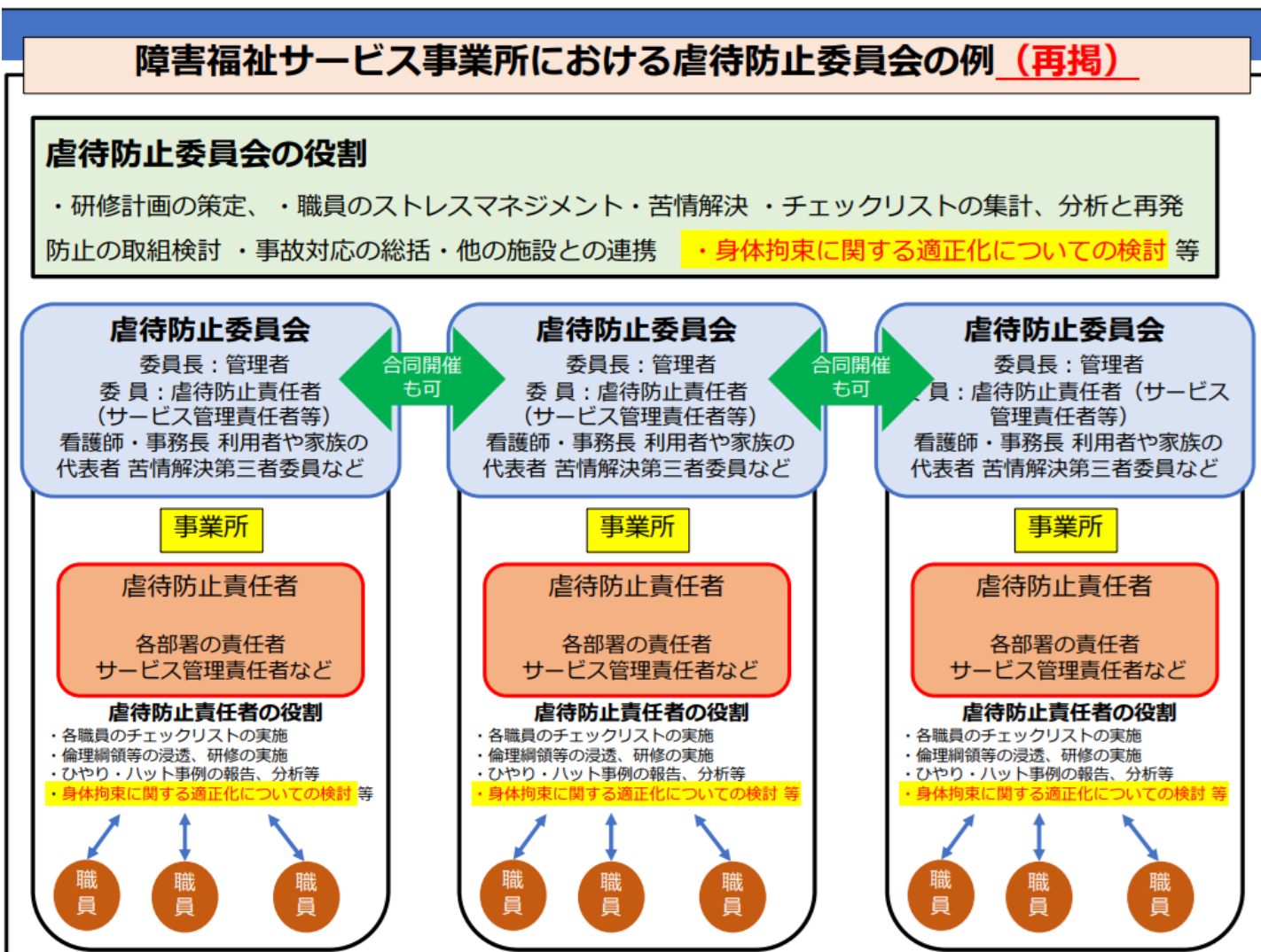
2：虐待防止委員会は実地での開催に限定せず、オンライン会議等を使用し、第三者が参加しやすいように工夫する。

※第三者は、弁護士等の専門家のみならず、自立支援協議会を構成する他事業所等も当たると考えられる。

3：「定期的に」とは「少なくとも1年に1回以上」とし、年度ではなく、直近1年での開催・実施で判断。

虐待防止委員会の例

- ・全ての事業所に必置
- ・必ずしも事業所単位でなく法人単位でも可



※出典 国研修「令和6年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修（管理者・虐待防止責任者コース）」資料「障害者虐待防止委員会、身体的拘束等の適正化委員会と虐待防止責任者の役割」

兵庫県障害者虐待対応力向上研修

	開催方法 (R 6 年度)	対象	内容
A・B 研修	オンデマンド (録画配信)	障害福祉サービス 事業所等の新任 職員・初学者	「障害者虐待防止法の意義 / 統計から読み解く現状」 「虐待の種類および具体例と防 止のための取り組み」 「通報義務と虐待防止の取り組 みについて」 「さまざまな視点から、支援を 考える～模擬事例検討～」
C 研修	現地開催 1 回 オンライン 1 回	障害福祉施設・ サービス事業所の 管理者・虐待防止 責任者	虐待が疑われる事案への対応と 虐待防止委員会（応用演習）

* 兵庫県社会福祉士会への委託により実施

虐待が行われる背景には

○組織の閉塞性や閉鎖性

→風通しのよい職場づくり「オープンな虐待防止対応」

- ・上司への相談
- ・職員同士での指摘
- ・適切な対応を会議で検討➡全職員へ

○職員のストレス

→管理者による職場の状況の把握

- ・夜間の人員配置
- ・個々の職員のストレス要因の把握➡改善を図る

(厚労省：5分でできる職場のストレスセルフチェック)

<https://kokoro.mhlw.go.jp/check/index.html>

関連項目（令和6年度報酬改定より）

身体拘束の適正化

- 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

（参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

- 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

※出典 国研修「令和6年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修（管理者・虐待防止責任者コース）」資料
「障害者虐待防止委員会、身体的拘束等の適正化委員会と虐待防止責任者の役割」

参考資料

○国手引き

- ・ 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（令和6年7月）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001282170.pdf>

- ・ 【別冊】 職場内虐待防止研修用冊子

<https://www.mhlw.go.jp/content/000686501.pdf>

参考資料

○国研修 令和6年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修
(管理者・虐待防止責任者コース)

- ・動画 (厚生労働省YouTube)

https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWi6NkbpTEORITtq0_YJp0g-

- ・資料

I : 法人・事業所の理念と管理者の役割

<https://www.mhlw.go.jp/content/001299468.pdf>

II - 1 : 虐待を防止するための日常の取組について 1

<https://www.mhlw.go.jp/content/001299470.pdf>

II - 2 : 虐待を防止するための日常の取組について 2

～身体拘束・行動制限の廃止と支援の質の向上～

<https://www.mhlw.go.jp/content/001299471.pdf>

III : 虐待が疑われる事案への対応

<https://www.mhlw.go.jp/content/001299472.pdf>

IV : 障害者虐待防止委員会、身体的拘束等の適正化委員会と虐待防止責任者の役割

<https://www.mhlw.go.jp/content/001299474.pdf>

V - 1 : 虐待防止委員会の実際の運営について

<https://www.mhlw.go.jp/content/001299476.pdf>

V - 2 : 虐待防止委員会の実際の運営について ～半田市自立支援協議会の実践から～

<https://www.mhlw.go.jp/content/001299477.pdf>

参考資料

○国作成パンフレット等

- ・ わかりやすい障害者虐待防止法パンフレット
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000121196.pdf>
- ・ 使用者による障害者虐待の防止についての概要
(リーフレット)
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/dl/0928-1.pdf

ご清聴ありがとうございました

